

政令第 号

道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律の施

行期日を定める政令

内閣は、道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律

(令和五年法律第四十三号) 附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律の施行期

日は、令和五年九月六日とする。

理由

道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律の施行期
日を定める必要があるからである。